

下北山村ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により下北山村（以下「村」または「本村」）へ寄附をいただいた村外在住の寄附者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本村の地元特産品のPR、魅力発信並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2 応募の要件

応募事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本村が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

（1）事業者

ア 村内に事業所（本店・支店は問わない。）がある法人、その他の団体及び個人事業者（以下「事業者」という。）

イ 村税の滞納がない事業者

ウ 下北山村暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者

（2）下北山村ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という）

返礼品は、原則として下北山村内で生産・加工されたものなど地元の特産品（下北山村内の企業等で作られたこだわりの商品、下北山村の歴史を感じられる商品等）で、下北山村の返礼品としてふさわしい商品または本村のPRにつながる商品や下北山村内で提供されるサービス

（3）下北山村個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

（4）本村のPR及び特産品等にかかるパンフレット類を同封していただける事業者。

（5）ふるさと納税代行業者にかかる追加要件

村が別途指示する契約を結ぶことが可能で、インターネットに接続でき、ふるさと納税代行業者が提供するシステムを利用可能なこと。

3 返礼品の要件

（1）2の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります

ます。ただし、要件に適合していても、本村が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア 本村の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

イ 平成29年4月1日付け総務省第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

- ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・村内および村施設内にてサービスが提供されること。

- ・村内の地域資源を利用していること。

- ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。

- ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること

- ・安全性の配慮に努めること。

（２）（１）の規定によらず、村長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

（３）返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分の詳細は下表のとおりとし、各区分における返礼品の村の負担額は寄附金額の3割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税（令和元年（2019年）10月1日からの税率で算出したもの）梱包代を含むものとします。また、村は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

	寄附金額区分	返礼品の価格 (税込、梱包代込)	村の返礼品負担額 (上限)
A	5,000円以上	1,500円相当	1,500円
B	10,000円以上	3,000円相当	3,000円
C	15,000円以上	4,500円相当	4,500円
D	20,000円以上	6,000円相当	6,000円
E	30,000円以上	9,000円相当	9,000円

F	50,000円以上	15,000円相当	15,000円
G	100,000円以上	30,000円相当	30,000円
H	200,000円以上	60,000円相当	60,000円
I	300,000円以上	90,000円相当	90,000円
J	上記以外	寄附金額の3割相当	寄附金額の3割

<留意事項>

- ①実際にかかった費用が返礼品の価格を下回る場合は、実際にかかった費用を村が負担する。
- ②複数回に分けて返礼品の発送する場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定すること。

4 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトにおいて返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等および事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。
- (4) 本村がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。
- (5) 村のホームページには通年提供できるものに限りカタログに掲載します。

5 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、下北山村総務課へ持参または郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

- (1) 下北山村ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 返礼品提案書（様式第2号）※1商品につき1枚作成

6 返礼品提供事業者および返礼品の審査結果

本村における選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。その結果を「下北山村ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（様式第3号）、「下北山村ふるさと納税返礼品承認通知書」（様式第4号）、「下北山村ふるさと納税返礼品不承認通知書」（様式第5

号)により返礼品提供事業者へ通知します。

7 返礼品の内容変更等

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定および返礼品決定後に、登録した企業情報および返礼品の内容を変更・辞退する場合は、すみやかに村と代行業者に報告すること。返礼品の変更の際は、「返礼品提案書」(様式第2号)も新たに作成し、合わせて提出してください。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供業者の負担とします。

8 返礼品提供事業者および返礼品の登録取消

(1) 村は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品提供事業者に対し、「下北山村ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第6号)、「下北山村ふるさと納税返礼品登録取消通知書」(様式第7号)を送付します。

ア 本要領2および3に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 村に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、村は通知書を送付せず、取り消しができるものとします。

9 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、下北山村個人情報保護条例および関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。